

市町村高度化の活用前提となる「地域産業資源活用事業」。 国の認定を受けているのは次のような事業です。

地域産業資源とは、地域の特産物やその生産技術に加え、文化財や自然の風景地、温泉といった観光資源などの中から、各都道府県が指定したものをいいます。その資源を活用し、商品の開発や生産などにつなげる事業の計画が国から認定されると、「認定地域産業資源活用事業」となります。ここでは、市町村高度化活用前提となる認定地域産業資源活用事業の3事例を紹介します。

新商品を開発し 地域資源をブランド化

栃木県産米「きぬはもち」で とちもち和菓子などを開発

活用した地域資源

栃木のお米(栃木県全域)

事業の内容

歯切れがよく、冷めても固くなりにくい特性をもつ栃木県推奨品種のもち米「きぬはもち」と、自社のアク抜き技術で生成したとちの実を混ぜ合わせ、「とちもち」をベースとした栃木県らしいお土産品5品を開発。地域を挙げた連携体制を構築し、商品および地域資源のブランド化にも取り組む。



新開発の「とちもちまんじゅう」

地域の観光資源の 新しい活用法を提案

観光客に人気のエリアで 新たな観光メニューを考案

活用した地域資源

積丹半島と神威岬(北海道泊村)

事業の内容

多くの観光客が訪れている積丹半島エリアで、新たな観光メニューとしてさまざまなマリナクティビティを提供。また、サイクルツーリズムや地元海鮮料理なども結びつけた観光商品および観光ルートの開拓を図る。事業実施にあたっては、情報発信や企画面で地域とも密に連携する。



シーカヤックを楽しむ観光客

独自の加工技術で 新製品を開発

洗っても劣化の少ない 和紙を使ったブレードハット

活用した地域資源

麦藁帽子(岡山県笠岡市)

事業の内容

創業120年の歴史を持つ帽子メーカーが、地元の和紙や糸などの材料メーカーと連携し、原料に和紙を使った「ブレードハット」を開発。かぶり心地は抜群で、洗っても折りたたんでも型崩れや劣化の少ない高品質な商品に仕上がった。今後は海外への展開も視野に入れている。



洗っても劣化の少ないブレードハット

これらの「認定地域産業資源活用事業」の計画期間内であれば、その事業の実施に伴う施設整備に対し、市町村高度化が活用できる可能性があります。

地域資源法の認定事業者関連

地域資源法の認定事業者の施設整備を支援する

市町村高度化事業



中小機構 高度化事業部
高度化事業企画課

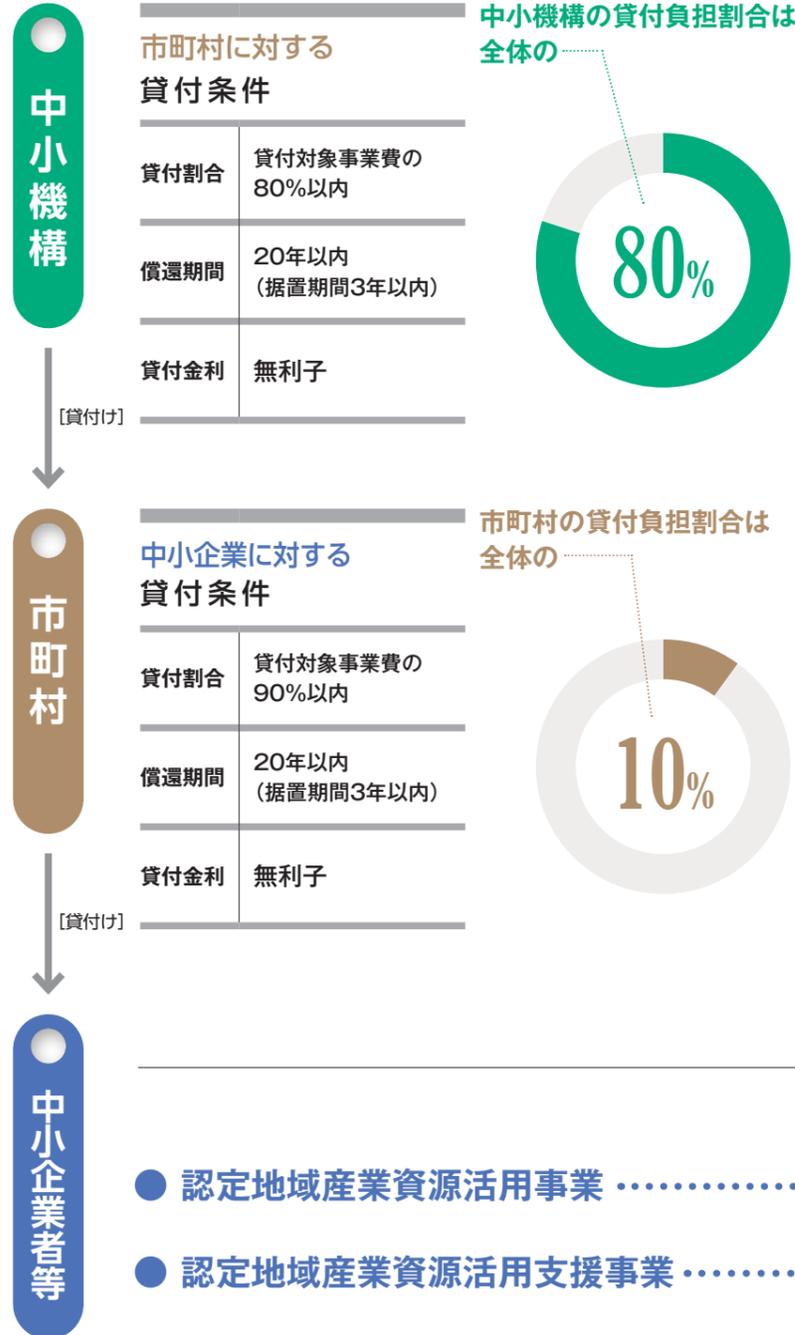
TEL:03-5470-1528(直通)

E-mail:kodoka00@smrj.go.jp

地域資源法の認定事業者を支援する 市町村を中小機構がサポートします

国 から認定を受けた「**地域産業資源活用事業**」^{※1}を行う中小企業者および「**地域産業資源活用支援事業**」^{※2}を行う一般社団法人・財団法人やNPO法人に対し、市町村が**施設整備資金**を貸し付ける場合、中小機構が最大で**償還期間20年間**(据置期間3年以上)、整備資金全体の**80%**までの貸し付けを無利子で行います^{※3}。

市町村は、借り受けた資金に自主財源を上乗せし、最大で整備資金全体の**90%**までを中小企業に貸し付けることが可能です。**市町村の負担を軽減し、地域創生につなげるこの事業を、あなたの自治体の未来にお役立てください。**



市町村の実質的な貸付負担割合は**全体の10%**となります。
(この事業を事業者の方が限度額まで活用した場合)

同事業を活用するには、**事前に下記の項目の整備等が必要になります。**

- 貸付および債権管理に係る条例等の規定の整備
- 診断や助言、貸付審査、契約、債権管理など、貸付関連業務に必要な実施体制等の整備
- 貸付予算および債権管理予算の確保 etc...

「なんだかややこしそう…」と感じた方もいらっしゃるかもしれませんが、ご安心ください。こうした事前準備や手続き等に関する相談はもちろん、中小機構では、市町村だけでなく中小企業へのサポート態勢も整えています。

市町村へのサポート体制

- ◎ 制度導入および実施に関する相談に対して丁寧にサポートします。
- ◎ 事業実施に必要な診断に協力するほか、助言等も行います。

中小企業へのサポート体制

- ◎ 構想段階にある中小企業に対して説明会を開催することも可能です。
- ◎ そのほか地域資源法の認定へ向けた相談、計画のブラッシュアップや認定後のフォローアップも実施します。

中小機構が両面からサポート

事業の対象として次のような事業者や施設が想定されます。

貸付けの相手方	対象施設の例
中小企業／企業組合／協業組合／農業協同組合／漁業協同組合など	地域産業資源活用商品の生産工場／生産設備／倉庫／物流施設／販売店舗など
一般社団法人／一般財団法人／特定非営利活動法人(NPO法人)など	地域産業資源活用商品の展示施設・販売店舗／試験・研究施設／商品生産のための貸工場／観光地の案内所など

※1 地域産業資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓等を実施する事業
 ※2 上記の「地域産業資源活用事業」を支援する事業
 ※3 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第15条第1項。平成27年8月に改正。